

令和 2 年 1 1 月 6 日
関東東北産業保安監督部東北支部

鷹生鉱山に対する嚴重注意について

関東東北産業保安監督部東北支部は、鷹生鉱山で発生した災害について、鉱山保安法に基づく改善の必要性が認められたことから、本日、同鉱山の鉱業権者である有限会社CS(法人番号:7402702000817)に対し嚴重注意文書を交付し、保安確保に万全を期すよう指導しました。

1. 令和2年8月5日、鉱山保安法第41条第1項に該当する災害(墜落)が発生したため、当支部は、特別検査を実施し、災害原因の究明、再発防止対策等について指導してきました。
2. 本災害は、修理作業のために設けた通路の開口部について、作業終了後に閉塞をせず、かつ、鉱山労働者の安全を確保するためのさく囲等の保安設備及び注意を喚起するための標識等の表示を設けなかったことにより、墜落による罹災者を発生させたものであります。
3. 本件については、鉱業権者の鉱山保安法の技術基準(鉱山保安法第12条、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第3条第1号及び第2号)の違反が指摘される等鉱山保安法の遵守意識及び保安意識の欠如が認められます。
4. このため、鉱山の鉱業権者である有限会社CSに対して、本災害に至った背景を深く反省し、保安措置の実施、鉱山保安法令及び保安規程の遵守並びに鉱山内における報告・連絡・相談を徹底することにより災害防止に万全の措置を講じることで、今後再びかかることのないよう、本日、文書により嚴重注意しました。

(本資料のお問い合わせ先)

関東東北産業保安監督部東北支部

鉱山保安課長 谷尻 東

担当者 生田目 仁司

電話 : 022-263-1111(内線 5040~2)

022-221-4962(直通)